

平成30年4月供用開始予定

新火葬場の名称を募集

町では、新しい火葬場の名称を募集します。新しい火葬場は、平成30年4月の供用開始を目指して、柳沢地区・山田インター北側に建設中です。

新火葬場のコンセプトは『周辺環境に配慮し、人にやさしく、人生最後のお別れの場にふさわしい施設』としています。多くの皆さんからのご応募をお待ちしています。

▽応募資格 本町在住者である



新火葬場の完成イメージ図

こと

▽応募方法 任意の用紙に、次の①から⑤の事項を記入し、直接お持ちになるか、郵便、FAXで提出してください。

- ① 新火葬場の名称と読み方
- ② 名称を付けた理由
- ③ 住所
- ④ 氏名
- ⑤ 連絡先の電話番号

▽応募期限 9月29日

▽注意事項

- ① ほかの類似施設と重複しないよう、名称に「山田」や「やまだ」を入れるなど、山田町の施設であることをイメージしやすいものとしてください。
- ② 採用された名称に関する一切の権限は、山田町に帰属します。
- ③ 決定や採用の際に、応募作品を補作することがあります。
- ④ 応募作品は返却しません。
- ⑤ 採用者には記念品を贈呈します。(同一名称の応募があった場合など、採用者が多数いる場合は抽選で決定)

◆応募先・問い合わせ

課環境衛生係 (☎82-3111 内線125) へどうぞ。

後楽墓地・第2墓地の使用者を募集

町では、山田町後楽墓地と後楽第2墓地の使用者を募集します。現地説明会も行いますので、実際に区画を確認したい人はご参加ください。

◎現地説明会について

▷日時 9月22日(金)

午後1時半から

▷場所 後楽墓地駐車場

※現地説明会に参加できない人は、町町民課で配布する区画図をご確認ください。

◎墓地使用申し込みについて

▷募集区画 右表のとおり

▷申込資格 山田町の町税を滞納しておらず、申請者または世帯員が後楽墓地・後楽第2墓地を所有していない人のうち、次の①か②に該当する人

- ①山田町に住所を有する人
 - ②山田町内に住所を有しないが、墓地の使用を希望することにやむを得ない事情があると町長が認めたら
- ▷申込方法 現地説明会場または町民課窓口で配布する「墓地使用申込書」に、次の書類を添えて申し込む。
- ・本籍表示がされている住民票謄本(世帯員全員が記載されているもの)
 - ・申込者とその世帯員が、山田町の町税を滞納していないことを証明する書類(申込書提出日前1カ月以内に交付されたもの)

※使用申込資格②の場合は、墓地使用申込書の「墓地の使用を希望することにやむを得ない事情」欄に事情を記入すること。

◇募集区画一覧

名称	区画	面積	使用料(永年)
山田町後楽墓地	第47号	5.00平方㍎	25万円
	第66号	5.00平方㍎	25万円
	第154号	5.00平方㍎	25万円
	第214号	5.00平方㍎	25万円
山田町後楽第2墓地	第54号	5.29平方㍎	28万5660円
	第58号	5.00平方㍎	27万円
	第112号	5.00平方㍎	27万円

※同一世帯による複数の申し込みはできません。

▷申込期間 9月22日(現地説明会終了後)～10月6日

※郵送可・当日消印有効

◎墓地区画抽選会について

▷日時 10月16日(月)

午後1時半から

▷場所 町中央コミュニティセンター2階集会室

▷注意事項 抽選会に欠席した場合は棄権とみなし、区画の使用とはなることはできません。

◆申込先・問い合わせ 町町民課環境衛生係(☎82-3111 内線125)へどうぞ。